「酒類保存のため酒類に混和することができる物品」の取扱いについて新旧対照表

(注)アンダーラインを付した部分は改正部分である。以下同じ。

	改 正	後			改	正	前
1	取扱いの基本的な考え方 (省略)		1		吸いの基本的な考え方 同左)		
2	長官指定告示物品の使用目的、成分規格及 (省略)	ひび試験方法について	2		宮指定告示物品の使用目的 同左)	的、成分規格及	ひば試験方法について
3	3 長官指定告示物品の指定を受けようとする者の取扱い (省略)			3 長官指定告示物品の指定を受けようとする者の取扱い (同左)			
4	4 指定後の定期検査について (省略)			4 指定後の定期検査について (同左)			
5	5 長官指定告示物品の成分規格を充足する旨の表示について (省略)			5 長官指定告示物品の成分規格を充足する旨の表示について (同左)			
6	6 長官指定告示物品の取消し (省略)			6 長官指定告示物品の取消し (同左)			
別表 1 長官指定告示物品の使用目的の細目と定義			別表 1 長官指定告示物品の使用目的の細目と定義				
細	目 定 義	長官指定告示物品名	細	目	定	義	長官指定告示物品名
清	存在する混濁物質、及び混濁物質の	ン、アルギン酸ナトリウム、カラギ ナン、ベントナイト、活性白土、ケ	清	澄		び混濁物質の 質を除去し、	活性炭、フィチン酸、寒天、ゼラチン、アルギン酸ナトリウム、カラギナン、ベントナイト、活性白土、ケイソウ土、微小繊維状セルロース、

	改 正	後		改 正	前
の発生	生を予防することをいう。	小麦粉、グルテン、卵白、柿タンニン、タンニン、二酸化ケイ素、ポリビニルポリピロリドン、木材チップ、コラーゲン、パパイン、プロテアーゼ、ペクチナーゼ、ヘミセルラーゼ、キトサン又はエンドウたんぱく		の発生を予防することをいう。	小麦粉、グルテン、卵白、柿タンニン、タンニン、二酸化ケイ素、ポリビニルポリピロリドン、木材チップ、コラーゲン、パパイン、プロテアーゼ、ペクチナーゼ、ヘミセルラーゼ又はキトサン
防 止 て、i 化をi		エリソルビン酸、エリソルビン酸ナトリウム、L - アスコルビン酸、L - アスコルビン酸、C - アスコルビン酸 + アスコルビン酸ナトリウム、ピロ 亜硫酸カリウム、二酸化硫黄又は窒素	防止	酒類の貯蔵工程及び精製工程において、酸素の影響を取り除いて品質劣化を防止し、酒質を本来の品質に保持することをいう。	
保全 化さ 劣化	の貯蔵工程において、酒質を劣せる物質の生成防止又は酒質を させる物質の生成防止又は酒質を させる物質の除去により、酒質 持を図ることをいう。	ウレアーゼ又はDL - 酒石酸水素カリウム	保全	酒類の貯蔵工程において、酒質を劣 化させる物質の生成防止又は酒質を 劣化させる物質の除去により、酒質 の保持を図ることをいう。	ウレアーゼ又はDL - 酒石酸水素カリウム
防止雑菌の	の精製工程において、再発酵 (の繁殖を含む)を抑え、酒質の を図ることをいう。	ソルビン酸又はソルビン酸カリウム	防止	酒類の精製工程において、再発酵 (雑菌の繁殖を含む)を抑え、酒質の 保持を図ることをいう。	ソルビン酸又はソルビン酸カリウム
調整正常	の製造又は精製工程において、 な酸度の範囲に調整して品質の を図ることをいう。	炭酸カルシウム、炭酸カリウム、炭酸水素ナトリウム、炭酸ナトリウム 又はアンモニア	調整	酒類の製造又は精製工程において、 正常な酸度の範囲に調整して品質の 維持を図ることをいう。	炭酸カルシウム、炭酸カリウム、炭酸水素ナトリウム、炭酸ナトリウム 又はアンモニア
矯 正 、色	の精製工程において、味、香り 等に異常を来した酒質を矯正す とをいう。	イオン交換樹脂又は活性炭	矯 正	酒類の精製工程において、味、香り 、色等に異常を来した酒質を矯正す ることをいう。	イオン交換樹脂又は活性炭
	うちゆう乙類の精製工程におい 濁度の調整を行い、酒質の均一	食用なたね油及びアラビアガム又は 食用ごま油及びアラビアガム		しようちゆう乙類の精製工程におい 、濁度の調整を行い、酒質の均一化	食用なたね油及びアラビアガム又は 食用ごま油及びアラビアガム

改 正 後	改 正 前				
化と安定化を図ることをいう。	と安定化を図ることをいう。				
副 剤 長官指定告示物品の機能を安定的か つ効果的に発揮させる目的で、長官 指定告示物品と共存させる必要最小 限度の物品をいう。 ロレ・リンゴ酸、 DL・リンゴ酸と ピロ亜硫酸ナトリウムの混合物、 D・ソルビトールとエタノールの混合 物、乳糖、デキストリン、コハク酸 ナトリウム又はグァーガム	副 剤 長官指定告示物品の機能を安定的か つ効果的に発揮させる目的で、長官 指定告示物品と共存させる必要最小 限度の物品をいう。 DL-リンゴ酸とピロ亜硫酸ナトリ ウムの混合物、D-ソルビトールと エタノールの混合物、乳糖、デキストリン、コハク酸ナトリウム又はグァーガム				
別表 2 長官指定告示物品又はその製剤及び副剤の成分規格並びに試験方法 (省略)	別表 2 長官指定告示物品又はその製剤及び副剤の成分規格並びに試験方法 (同左)				
別紙様式1 国税庁長官指定告示物品指定申立書 (省略) (記載要領) (省略)	別紙樣式 1 国税庁長官指定告示物品指定申立書 (同左) (記載要領) (同左)				
別紙様式2 国税庁長官指定告示物品の定期成分検査報告書 (省略) (記載要領) (省略)	別紙様式2 国税庁長官指定告示物品の定期成分検査報告書 (同左) (記載要領) (同左)				
別紙様式3 長官指定告示物品の配合を異にする製剤の報告書(省略) (記載要領) (省略)	別紙様式3 長官指定告示物品の配合を異にする製剤の報告書(同左) (記載要領) (同左)				